

# 判例ゼミ第8回

## 京都市vsシステムズ

東京地方裁判所 令和6年2月29日判決

平成29年（ワ）37821号 委託代金請求事件（第1事件本訴）

平成30年（ワ）5399号 損害賠償等請求反訴事件（第1事件反訴）

令和1年（ワ）23560号 報酬等請求事件（第2事件本訴）

2025年3月19日

株式会社ティーネットジャパン 重村

富士通株式会社 三橋

※本資料記載の見解・意見は個人のものであり、所属する団体のものではありません。

# 目次

- 事案の概要
- 争点等（原被告の主張・裁判所の判断）
- ディスカッションポイント

# 事案の概要

# 1. 当事者

## ● 原告 株式会社システムズ

(第1事件本訴原告・第1事件反訴被告・第2事件原告)

- ・ 設立 1969年12月24日
- ・ 資本金 1億円
- ・ 250名 (2024年7月1日現在)
- ・ 事業内容
  - ITリノベーションサービス
  - IT総合診断ソリューション
  - クラウド移行ソリューション
  - マイグレーションソリューション
  - コミュニケーション/教育系ソリューション
  - その他ソリューション
  - 情報処理機器販売

## ● 被告 京都市

(第1事件本诉被告・第1事件反訴原告・第2事件被告)

- ・ 市政開始 1889年 (明治22年) 4月1日
- ・ 人口 約1,437,377人  
(2024年10月1日現在)
  - ※横浜市 375万2969人
  - 大阪市 275万7642人

(2024年1月1日現在)
- ・ 予算 令和7年度 9,575億円

## 2. 周辺情報

- **行政システムのオープン化**

地方自治体や政府機関が使用する情報システムの内部仕様や設計を公開し、他のシステムやサービスと互換性を持たせる取り組み。これにより、異なるベンダーの製品やサービスが相互に連携しやすくなり、効率的な運用が可能になる。

- **マイグレーション**

migrationとは「移行」や「移動」の意味。システム開発において使用される場合は、既存のシステムやソフトウェア、データを新しい環境やプラットフォームに移行するための開発プロセスとして使用される場合が多い。

- **自治体情報システムの標準化・共通化**

2021年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、自治体の情報システムを標準化するための基準が定められた。

- **バッチ**

システム上で特定のタスクや一連のタスクを一括して処理するためのモジュールやプログラム。例えば、給与計算、データベースのバックアップ、定期的なレポート生成など定期的に行われる大量のデータ処理や計算を効率的に行うために使用される。

- **コピー句**

COBOL（コボル）言語の命令文の1つ。指定したファイルの内容をCOBOLプログラムに組み入れることで、プログラムのレイアウトを構成したり、プログラムソースを統一したりすることができます。

# 3. マイグレーションの手法

- 原告のHP内「[マイグレーション&モダナイゼーション※事業の特徴](#)」と題するページによれば、その特徴として以下が挙げられています。

※モダナイゼーション：レガシーシステムを最新のテクノロジーやトレンドに合わせて最適化し、新たな価値を生み出すように変革すること

## 01 現行システムの徹底分析による計画立案の“見える化”

現行システムを徹底的に分析し、その結果を基に具体的なマイグレーション計画を立案します。このプロセスにより、移行に関する不確実性を最小限に抑え、計画の可視化を実現します。これにより、お客様は移行プロジェクトの方向性と期待される成果を明確に理解できます。

## 02 PoCによる移行実現性の確認と最適ルートを選定

プロジェクトの前段階として、Proof of Concept (PoC) を実施し、提案されたマイグレーションの実現可能性を検証します。このプロセスでは、移行における技術的な課題、コスト、時間枠などを評価し、最適な移行ルートを選定します。これにより、リスクを事前に特定し、移行プロジェクトの成功率を高めます。

## 03 多様な言語・環境からの移行経験と技術力

COBOLやPL/1などの伝統的なプログラミング言語から、最新のプラットフォームへの移行に関する豊富な経験と高度な技術力を有しています。異なる技術スタック間での移行においても、その深い知識と経験を活かし、スムーズで効率的な移行を実現します。

## 04 マイグレーション後も含む全面的な運用支援

移行プロジェクトの完了後も、株式会社システムズは新しいシステムの運用保守をサポートします。この継続的なサポートにより、新システムが安定して稼働し続けることを保証し、お客様のIT環境が常に最適な状態に保たれるよう努めます。

## 4. 被告システムの問題点

- 日本電気株式会社（以下「NEC」）の固有の技術で作られた機器（ACOS-4）を基礎として、改修を繰り返しながら、30年近く運用されてきた。
  - ・ NEC以外の業者による保守・運営が困難であり、競争性が働かないことにより運用経費が高止まりしている
    - ・ 最新の技術を使った国等のシステムとの連携を図りづらい
  - ⇒ 新たなシステムに刷新し、オープン系の機器に移し替えたい
- 全体オープン化事業に係る被告の基幹業務システム
  - ・ 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、福祉医療等の各業種とその業務サブシステム（福祉系システム）
  - ・ 住民基本台帳、税の各業種とその業務サブシステム（税系システム）
  - ・ 更に、処理の種類により、オンライン処理を行うオンライン処理システムと、バッチ処理を行うバッチ処理システムに分類される

## 5. 本件訴訟に至るまで

2011年～2013年	被告との随意契約に基づき、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）が全体オープン化事業に関する調査・検討を行った。 ASTEM：昭和63年、ICT（情報通信技術）とメカトロニクスを活用した先端科学技術の振興及び地域社会の発展への寄与を目的として、被告等からの出捐により設立された公益財団法人
2015年11月30日	被告が一般競争入札に係る公告を行う→原告が落札
2016年1月15日（付）	原告被告間で委託契約を締結 ・報酬：11億0376万円 ・履行期：平成30年3月31日まで ・構成：福祉系システムの開発（2016年12月末に本番切替。フェーズ1）と、税系システムの開発（2017年10月末に本番切替。フェーズ2）とで構成
2016年中	フェーズ1 遅延。原告・被告の遅延の原因に対する認識が対立する
2016年12月	12月15日原告から被告への書面「同年度第2期分の支払がない場合、本件システム開発に係る作業を一時中断する」 →支払いの確約がないことを理由に12月26日以降の開発を中断 →開発中断を受けて、被告は原告から財務諸表の提出があれば報酬を支払うと打診（更なる遅延と費用増加の回避）し、翌年1月から再開に向けて交渉

## 5. 本件訴訟に至るまで（続き）

2017年1月	<p>1月16日、原告と被告との間で、実現可能な今後のスケジュールの見直しや、役割分担の明確化に関して協議を行った（原告は合意に至ったと主張し、被告はこれを否定）</p> <p>1月23日、被告が本件業務の遅延の原因究明と最良の方策の検討を進めるための第三者による検討委員会（大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会。以下「本件第三者委員会」）を設置することを公表</p>
2017年4月	原告による本件開発が再開
2017年7月	<p>本件第三者委員会の報告書「<b>原告による開発を現状のまま続けることは最良の方策ではないが、プロジェクト管理者としての新規事業者を加えた開発体制であれば採り得る</b>」</p> <p>→7月21日原告に対し、(1)被告が原告に対し追加費用を支払わないこと、(2)遅延による被告の損害を原告が賠償すること、(3)原告の負担において、被告の承認し得るプロジェクト管理業者の選任と開発体制の構築をすることといった条件を前提に協議に応じられるかの回答を求めるとともに、そのような前提の協議に応じることができない場合には、原告の債務不履行に基づき、本件委託契約を解除せざるを得ないこと、開発体制が未定の状態であるため、当面の間、原告による開発作業の停止を申し入れることを通知</p> <p>→原告は上記提案を拒否、7月31日、「平成29年度第一期分納品の件」と題する書面に記載の成果物が同年度第1期分に相当する納品物であるとして、これを被告に提出し、以後開発作業を行わなかった</p>

## 5. 本件訴訟に至るまで（続き）

2017年9月	9月22日付け書面で、原告に対し、履行を求めると共に2週間以内に履行しなければ解除する旨の通告を行い同月25日に原告に到達した
2018年3月	被告は本件業務を行う業者を公募することとし、3月27日、キヤノンITソリューションズがバッチ処理システムのマイグレーション開発を落札し、開発を行うこととなった。しかし、キヤノンによる新システムの稼働目標時期は、令和2年（2020年）1月とされたが、同月までに新システムは稼働しなかった。
2020年9月	9月30日、京都市議会において、市長は、これまで全国の自治体がばらばらに構築してきた住民基本台帳などのシステムを全国共通のものにする、すなわち、自治体システムの標準化を国が加速させるという（国の）新たな方針及び情勢の変化を踏まえ、全体オープン化事業については、一旦立ち止まり、改めて見定める必要があると判断したため、一部を除き開発を中断することとする旨答弁した

## 6. 報酬支払状況

支払日	金額	備考
2016年5月13日	3200万9000円	平成27年度分
2016年9月9日	1億5820万5000円	平成28年度1期分
2017年1月25日	1億5820万5000円	平成28年度2期分★
2017年6月5日	1億5820万6000円	平成28年度3期分★
合計	5億0662万1000円	総報酬額：11億0376万円

★印は、被告が仮払いと主張している。  
被告は、平成29年度第1期分以降の報酬の支払をしていない。

# 7. 第1本訴事件請求概要

## ● 原告から被告への請求 (2項目で構成)

請求 (利息は省略)	主張 (主位的・予備的主張の別は省略)
<p>ア 本件委託契約に係る平成29年度第1期分の委託料 1億9904万4270円 ※予備的請求として上記に弁護士費用1990万4720円 を加算</p>	<p>被告が、本件システムの開発に際し、テストデータ提供義務やファイルレイアウト情報の提供義務といった協力義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったため、被告の責めに帰すべき事由により、本件システムの履行が遅滞し、最終的に履行不能となった</p>
<p>イ 平成29年度第1期分の報酬相当額以外に関する請求 以下合計9569万1728円</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被告の受領拒絶後の体制維持費相当額：4738万7600円</li><li>・被告の受領拒絶後の間接部門の人件費相当額：389万7820円</li><li>・外部ACOS環境の調達・設定・維持費追加分相当額：2073万円</li><li>・本件変更合意後の間接部門の人件費相当額：1497万7060円</li><li>・弁護士費用相当額：869万9248円</li></ul>	<p>被告において、自らの協力義務違反によってフェーズ1に係る業務を遅延させたにもかかわらず、本件委託契約を解除し、原告による本件変更合意に基づく履行の提供の受領を不当に拒絶したことが、(被告の)債務不履行又は不法行為を構成する</p>

# 8. 第1反訴事件請求概要

## ● 被告から原告への請求 (2項目で構成)

請求 (利息は省略)	主張 (主位的・予備的主張の別は省略)
ア 平成 27年度分及び平成28年度 (第1期から第3期まで) 分の既払報酬相当額 合計5億0662万5000円	本件委託契約が履行不能となったのは、被告による協力義務違反を理由とするものではなく、原告が作成した成果物に著しい不備があったことが原因であり、フェーズ1の履行遅滞、フェーズ2の履行不能を理由に本件委託契約を解除した (履行遅滞又は履行不能に基づく原状回復請求権)
イ 現行システムの改修費や保守運用費、オンラインシステムの開発費の増加費用等 合計31億5486万1611円 ・弁護士費用相当額 (3億3286万2419円) を含む	新システムを導入できなかったために生じた、現行システムの改修費や保守運用費用の支払を求めるもの

# 9. 第2事件請求概要

## ● 原告から被告への請求 (2項目で構成)

請求 (利息は省略)	主張 (主位的・予備的主張の別は省略)
ア スコープ外作業費用相当額 合計5億2210万5207円	原告が、本件システム開発に関連して、本件委託契約に基づき原告が受託した業務範囲外（スコープ外）の業務を履行した
イ 損害金 合計8384万6663円 ・ 弁護士費用相当額（762万2424円）を含む。	原告が、被告の協力義務違反により比較検証テストの開始が遅延し、これによって（原告は）損害を被った

# 10. 判決

## ● 主文

- 1 被告は、原告に対し、1億0947万4348円及びこれに対する平成29年10月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 原告は、被告に対し、4億6237万5500円及びうち7910万2500円に対する平成29年1月25日から、うち7910万3000円に対する同年6月5日から、うち2375万9294円に対する同年10月28日から、うち2億8041万0706円に対する令和元年11月26日から、それぞれ支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 4 原告は、被告に対し、3041万7000円及びこれに対する平成29年10月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、第1事件本訴・反訴及び第2事件を通じて、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 7 この判決は、第1項、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。

# 11. その後

- 本件は提訴から判決まで6年かかっていますが、両当事者とも控訴しており、終局的な結論までは時間がかかる模様です。
- 地方公共団体情報システム標準化基本方針では、自治体は2025年度末までに標準準拠システムへの移行を目指すことになっていますが、期限内移行が困難な自治体は171自治体（全体の1割）であり、京都市も含まれています。

[出典：2024年3月5日 日経デジタル](#)

争点等

# 本件システム開発の内容

- 作業のスケジュール

福祉系システムの開発（フェーズ1）と税系システムの開発（フェーズ2）の二つに分けられている。  
フェーズ1は平成28年12月末の本番切替、フェーズ2は平成29年10月末での本番切替が想定されていた。

- また、本件仕様書から、以下の作業が本件委託契約の業務内容とされていた。

## 1. プロジェクト管理作業

## 2. 開発作業

- a. 開発準備・全体計画
- b. 試算棚卸
- c. 設計工程
- d. 開発実施工程
- e. 総合テスト工程
- f. その他作業等

## 3. 運用保守画業の設計作業

## 4. 移行方式設計作業

## 5. 移行作業

## 6. 研修

## 7. 全体システムテスト

## 8. 受入テスト支援

## 9. 引渡期間対応作業

- 上記2. dの工程において、移行に必要な情報（コピー句・JCLパラメータファイル）が不足していたことから、平成28年4月から「プレパイロットテスト」「パイロットテスト」を実施した。

# 争点

- 本判決では、15の争点が争われましたが、各事件の主要なポイントに絞りご報告します。
  1. 本件委託契約及び改正前民法536条2項に基づく報酬請求の可否（第1事件本訴の主位的請求）
  2. 被告の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求の可否（（第1事件本訴の主位的請求及び予備的請求1～3との）選択的請求）
  3. 本件変更合意により変更されて一体となった本件委託契約及び改正前民法536条2項に基づく報酬請求の可否（第1事件本訴の予備的請求1）
  4. 本件変更合意に基づく報酬請求の可否（第1事件本訴の予備的請求2）
  5. 商法512条に基づく報酬請求の可否（第1事件本訴の予備的請求3）
  6. 被告の受領拒絶を理由とする債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求の可否
  7. 本件変更合意に基づく費用償還請求の可否
  8. 商法512条に基づく報酬請求の可否
  9. 原告の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求の可否（第1事件反訴の主位的請求）
  10. 原告の債務不履行を理由とする損害賠償請求の可否（第1事件反訴の主位的請求）
  11. 原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求の可否
  12. 原告に対する不当利得返還請求の可否
  13. 商法512条に基づく報酬請求の可否（第2事件の主位的請求）
  14. 被告の債務不履行に基づく損害賠償請求の可否（第2事件の主位的請求及び予備的請求1）
  15. 被告の債務不履行に基づく損害賠償請求の可否（第2事件の予備的請求2）

# 争点1

- 原告は本件システム開発の遅延が以下の原因により履行不能となり、当該遅延の原因が被告の責めに帰すべき事由であることから、本件委託契約及び改正前民法第536条（債務者の危険負担等）第2項に基づき平成29年第1期分の報酬相当額1億9904万4270万円の支払いを求めました。
  1. ファイルレイアウト情報の調査及び提供  
移行作業に必要な本件システムに関するファイルレイアウト情報を被告が提供するとの前提で当初作業を始めたが、被告が対応しなかったため、原告がやむなく対応することとなったが、原告による対応は困難であったことから、全体的なスケジュール遅延が生じた
  2. コピー句の調査  
被告が、原告に対し全ファイルのコピー句を調査するように押し付けたうえたため人員と時間を要した
  3. JCLパラメータの調査  
比較検証テストに必要な「JCLパラメータ」を原告に対して提供せず、また、JCLパラメータの設定方法を提示しなかった
  4. マスキング作業の押し付け  
被告がマスキング作業についても原告に対し作業協力を求めてきた
  5. 不備のあるテストデータの提供
  6. 管理権限の濫用  
パイロットテストに関する計画書や報告書は原告の成果物とされていない。しかし、被告は、原告に対し、プレパイロットテスト及びパイロットテストに係る計画書の作成や、プレパイロットテストの再実施等を要求した。このため、原告は、被告からの上記要求に対応せざるを得ず、その結果、パイロットテストの実施及び完了が当初の計画から大幅に遅延しただけでなく、被告からの承認を得るため、（被告の）無理な要請にも対応しなければならなかった。

※上記1-6の役割分担は各争点に共通するものとして裁判所が判断しています。

# 争点1

## ● ①ファイルレイアウト情報の調査および提供（コピー句の調査含む）

原告の主張	被告の主張
<p>ファイルレイアウト情報は、各データの開始位置、長さ、属性、データ等に係る情報であり、通常は当該コンピュータシステムの利用者（または保守運用業者）において、書面又は電子データとして管理される情報である。そして、仮にこれが存在しない又は不足する場合、開発作業を進める上では、コピー句から調査を行う必要があるところ、抽出したコピー句とファイルを紐付けて、ファイルレイアウト情報を確定させて開発を進めるためには、実際の業務内容についての理解が不可欠である。<u>したがって、移行対象のコンピュータシステムの使用者の協力なくして、ファイルレイアウト情報を調査することは、実務的にも想定できない開発業務</u>であり、マイグレーション開発による移行作業を前提とする<u>本件委託契約において、これを全て原告が行うとの合意自体が存在し得ない。</u>……<u>システム開発の発注にあたっては、予め業務内容を調査の上、現行のコンピュータシステムを調査・分析し、ファイルレイアウト情報を確定させることが通例であること、システム開発におけるファイルレイアウト情報の重要性を踏まえれば、前工程の成果物として、ファイルレイアウト情報が存在し、それが原告に提供されることが本件システムの開発を行う前提であることは明らか</u>である。</p> <p>原告は、平成27年6月24日、本件委託契約に先立つ事前調査を行っていたASTEMから、現行システムドキュメントの状態についての調査シートを受領している。……、かかる事実からも、前工程においてファイルレイアウト情報が調査済みであり、これが原告に提供されることが本件システムの開発を行う前提であったといえる。…… また、……『前工程の成果物』（中略）に基づいて、現行システムの実データの確認・調査を実施…』ことが作業内容として規定されていることから、ASTEMを中心とする事前調査事業による成果物が適正に完成していることを前提として、これを補完するのが原告の業務範囲であると解される。以上を踏まえれば、…本件システムに関するファイルレイアウト情報の全てを、原告が一から調査し直すことを規定したものでないことは明らかである。</p>	<p>原告が、ファイルレイアウト情報の調査義務を負っていたというべきである。</p> <p><u>&lt;1&gt;本件仕様書には、原告が、現行システムについてファイルレイアウト及びデータレイアウト等の調査を実施すべきであることが明記されている。</u></p> <p>&lt;2&gt; 原告がファイルレイアウト情報の調査義務を負うことを自認していることを前提として被告への報告を行っていること</p> <p>原告は、PMTの従業員による「不明COPY句について、現状プログラムやJCLからしかCOPY句を調査できていないのではないか。現行システムからの調査によってCOPY句が判明すると考えている。」旨の発言に対し、「検討する。」と述べているにとどまり、<u>ファイルレイアウト情報の調査義務が原告にあることについて、何ら異議を述べていない。</u></p> <p>・<u>マイグレーション開発において、ユーザが、ファイルレイアウト情報を一覧化したドキュメントの方法で（上記情報を）管理していないという事例は、一般に多数存在する。</u></p> <p>・仮に、被告が、ファイルレイアウト情報の提供義務を負うとしても、被告はファイルレイアウト情報の調査結果等の提供を行っており、原告の求めに応じている。</p>

# 争点1

## ● ①ファイルレイアウト情報の調査および提供（コピー句の調査含む）

### 裁判所の判断

システム開発の発注にあたって、予め業務内容を調査の上、現行のコンピュータシステムを調査・分析し、ファイルレイアウト情報を確定させることが通例であることを裏付ける的確な証拠はない。

かえって、本件仕様書に、受託者である原告が、実データの確認及び調査を実施する旨や現行システムのファイルレイアウト等の調査を実施した上で、移行要件を移行要件定義書にとりまとめで確定する旨が記載されていること及び、本件仕様書に、開発作業に係る成果物として、「データタイプ定義書」との記載があるところ、「データタイプ定義書」が、ファイルレイアウト情報のことを指す用語であると理解されるから、上記成果物に、ファイルレイアウト情報の調査結果が含まれているといえることからすれば、ファイルレイアウト情報の調査及び提供は、原告の役割（義務）であったと認めるのが相当である。

ファイルレイアウト情報の調査及び提供が、原告の役割（義務）であると認められることからすれば、（ファイルレイアウト情報の調査の前提作業となる）コピー句の調査についても、原告の役割（義務）であると認めるのが相当である。

# 争点1

## ● ②JCLパラメータの調査

原告の主張	被告の主張
<p>比較検証テスト計画書第1.1版（最終版）において、<b>「実行時パラメータ情報提供」が被告の役割とされていること</b>、インプットデータの提供を被告から受けて（マスキング処理をした後）、外部ACOS機を利用してアウトプットデータを得るという、被告の要請に応じて変更された開発体制にあって、テストデータの整合性を保つために被告が正確なJCLパラメータを提供することが不可欠であること、<b>JCLパラメータ及びその設定方法が、レガシーシステム（現行ACOS環境）を保守運用していた現行保守事業者及び被告職員しか知り得ない情報であり、特に、日次処理で運用書にも記載がない正確なJCLパラメータは、原告が被告からの協力無くして適切なJCLパラメータを設定することが不可能であること</b>、原告が、平成28年7月28日、被告に対し、最低限、JCLパラメータの提供及び設定方法の提示をするよう求めたところ、被告が、原告に対して交付するデータに関するJCLパラメータを提供することを確約したことなどからすれば、JCLパラメータの提供は、被告の義務（役割）である。</p>	<p><b>テストデータの選択及び抽出は、原則として原告が行う旨合意していた</b>から、被告は、原告がテストデータ又はJCLパラメータを選択した上で、これらを実際に取得するよう（原告から）求められた場合に、当該要求に従って、必要な協力を行う義務を負うにすぎない。このことは、<b>比較検証テスト計画書第1.1版（最終版）において、被告が「テストデータ作成時の実行順序、実行時パラメータ等について、支援を行う。」旨記載されている</b>にとどまることから明らかである。</p>
裁判所の判断	
<p>本件仕様書…に、<b>受託者である原告が、テストデータの選択及び抽出を実施する旨記載されていること</b>からすれば、<b>原告が、テストデータやJCLパラメータを選択及び抽出することとなっていたといえるから、JCLパラメータの調査は、原告の役割（義務）であると認めるのが相当</b>である。そして、比較検証テスト計画書に「テストデータ作成時の実行順序、実行時パラメータ等について、支援を行う。」との記載があることからすれば、<b>被告の義務は、被告が自認するとおり、原告においてテストデータ又はJCLパラメータを選択し、これを実際に取得するよう求められた場合に、当該求めに従って必要な協力を行うことにとどまる</b>というべきである。</p>	

# 争点1

## ● ③ マスキング作業

原告の主張	被告の主張
<p>比較検証テストを実施するにあたっては、…本番データ…を準備する必要がある。そして、本番データを利用するためには、本件委託契約書添付の…本件環境方針書…において、「<u>統合開発環境で本番データを扱うことを禁じる。…マスクデータの作成については、本市と協議すること。</u>」と記載されていることから明らかなとおり、<u>本番データをマスキングしなければならず、また、…役割に関しては受託事業者と被告とが協議して決定することとされていた。</u>これを前提に、被告は、…原告に対して、「<u>テストデータ取得のためにテストジョブを実行するのはY市側の役割と認識</u>」しており、「<u>統合開発環境でのテストに必要なデータについては、マスク処理を行って提供する</u>」との説明を行い、<u>被告においてテストデータのマスキング作業を行う認識を示し、…マスキング作業は被告が行うとの合意が形成された。</u></p> <p>このことは、同年3月23日付けの「パイロットテスト計画書（第0.1版）」において、テストデータのマスキング作業は被告の役割であることが、原告及び被告との間で確認されていること、原告が、同月24日、被告に対してバッチ開発の手順を説明しているところ、その説明資料において、比較検証テストに使用する本番データの抽出及びマスキング作業は被告の役割とされていたこと、同年5月26日付けの「比較検証テスト計画書_V0.0」において、「<u>テストデータは個人情報をもマスキングしたデータをY市様よりご提供いただき使用する</u>」とされていたこと、工程管理支援事業者（以下「PMT」という。）が、同年6月2日実施の定例会議において、「…Y市側でマスキングを行わなければならないのではないかとY市H課長補佐がおっしゃっていた。」と発言しており、被告及びPMTにおいても被告がマスキング作業を行うとの認識を示していたことなどからも裏付けられる。</p>	<p>本件委託契約締結時点においては、原告及び被告は、テストデータのマスキング作業に係る役割分担につき、両者間で協議する旨合意するにとどめていたところ、<u>平成28年7月28日の定例進捗会議において、（原告及び被告は、）マスキング作業に係る役割分担について協議した。その結果、原告が、上記作業に係る役割を担う旨の合意が成立した。</u>このことは、原告作成の同年10月4日付け「比較検証テスト計画書第1.1版（最終版）」にて、上記合意の内容が最終的に反映されていることから明らかである（乙50.23頁参照）。なお、マスキング作業に係る役割を原告が担う旨の合意が（原告と被告との間で）成立するまでの間に、原告が作成した複数の書面等には、被告がマスキング作業に係る役割を担う旨の記載があるが、これら記載は、原告の希望に基づいて作成された案にすぎず、原告及び被告との間の協議を経て成立した合意内容を示すものではない。マスキング作業の役割分担については、検討事項として協議が行われ、最終的に、（前述のとおり、）原告が上記作業に係る役割を担うことが合意された。</p>

# 争点1

- ③ マスキング作業

## 裁判所の判断

データのマスキング作業に係る役割分担については、本件仕様書の段階では、原告と被告との協議事項とされていた。そして、確かに、原告が指摘するとおり、上記役割分担について、被告が担当すると読める資料が残っており、混乱が見られるが、原告の指摘する資料より後のものである平成28年7月28日の定例進捗会議の議事録に、マスキング作業は原告が行う旨の記載があること…からすれば、少なくとも、最終的には、マスキング作業は、原告の役割（義務）となったと認めるのが相当である。

# 争点1

## ● ④テストデータの提供

原告の主張	被告の主張
<p>以下の点からすれば、本件委託契約において、比較検証テストの段階でテストデータを提供する義務を、被告が負っていたことが明らかである。(a) <u>本件仕様書において、「現行システムでのテストデータ(入出力情報、データベース更新結果等)の取得はY市が行う。」と明記されていること。</u>(b) 本件委託契約の締結時に合意された開発仕様である業務実施計画書、平成28年2月12日の定例進捗会議の議事録、同月25日の定例進捗会議の議事録、同年3月3日の定例進捗会議の議事録及び、被告から当初の開発仕様の承認をとっていることを確認できる「比較検証テストイメージ」において、<u>比較検証テストのためのテストデータを提供することが被告の役割として明記されていること。</u></p>	<p>本件仕様書には、「総合テスト工程では・・・現行システムでのテストデータ・・・の取得はY市が行う」と記載されているが、<u>「総合テスト」が比較検証テスト段階よりも後に位置付けられているテストである</u>ことは、原告と被告との間で合意された業務実施計画書のスケジュール及び原告によるマイグレーション開発に関する説明から明らかであるから、<u>比較検証テストに係るテストデータを被告が提供すべき根拠とはなり得ない。</u>また、<u>総合テスト工程において、現行システムからテストデータを取得するという作業は、被告が行うこととされていたが、テストデータの選択及び抽出は、原則として原告が行う旨合意</u>していた。本件仕様書における上記各記載内容に照らせば、総合テスト工程において、現行システムからテストデータを取得するという作業に係る役割を被告が担うとしても、<u>被告が取得すべきテストデータの選択及び抽出という作業や、取得後のデータに基づくテストデータの作成という作業に係る各役割については、原告が担う旨の合意が(原告と被告との間で)成立している</u>ことが明らかである。そもそも、原告が、本件システム開発において使用する各種ツール…を選定していたにもかかわらず、マイグレーション開発に係る知識及び経験を持たない被告が、(実際のテストデータを取得するという作業の枠を超えて、)原告に対し、開発作業に支障のない水準の整合性及び妥当性を有したテストデータを提供するという作業を実行できるはずがない。専門家であり、かつ、実際に本件システム開発におけるテスト工程を実施する立場にあった原告からの調査及び指示が、最終的なテストデータの作成のために必要不可欠であるというのは当然である。</p>

# 争点1

## ● ④テストデータの提供

### 裁判所の判断

(ア) 原告は、本件仕様書…において、「現行システムでのテストデータ（入出力情報、データベース更新結果等）の取得はY市が行う。」と明記されていることからすれば、被告が、比較検証テストでの段階で、テストデータを提供する義務を負っていたと主張し、証人Mがこれに沿う陳述及び供述をする。

(イ) 確かに、本件仕様書の21頁には、「現行システムでのテストデータの取得はY市が行う」との記載がある。しかし、この記載は、総合テスト工程における、業務確認テストの項目において記載されているにすぎないところ、業務確認テストが、業務遂行の視点からユーザ主体で実施するものであるといえることに鑑みれば、上記記載は、飽くまでも、総合テストで実施する「業務確認テスト」に限定したものと解釈すべきである。そうすると、当該記載をもって、比較検証テスト段階におけるテストデータの提供が、被告の役割であるとはいえない。

(ウ) 他方で、本件仕様書の22頁では、テスト入力データの選択・抽出が原告の業務とされ、また、本件仕様書の43頁では、原告の成果物として「19テストデータ」と記載されている。そして、比較検証テストにおいて使用するテストデータを、被告が用意するのであれば、原告の成果物として、テストデータを指定する必要がないことも踏まえると、前記…証人Mの陳述及び供述は採用できず、そのほかに、比較検証テストにおける（データの選択・抽出を含む）テストデータの提供が、被告の役割であると認めるに足りる証拠はない。したがって、そのようなテストデータの提供は、原告の役割（義務）であると認めるのが相当である。なお、議事録等の記載を根拠とする原告のその余の主張は、上記の意味でのテストデータの提供義務が被告にあることを示しているとはいえないから、上記の認定判断を左右しない。

# 争点1

## ● 原被告の帰責性に関する裁判所の判断

### 裁判所の判断

上述した各業務は、いずれも、**第一次的には、被告の役割ではなく、原告の役割であるといえるところ、それらの業務の遅延が本件システム開発の遅延原因となっている以上、本件システム開発の遅延について、原告の帰責性は、相当程度あると認めるのが相当**である…もっとも、…被告においても、本件システム開発の遅延原因等について、**相当程度の帰責性があるといえる**から、原告と被告の帰責性の割合はの後記(4)のとおり（※5割）と認めるのが相当である。

ア被告による管理権限の濫用の有無について

(ア) 原告は、パイロットテストは移行性検証の一部であり、原告が内部作業として段階的に移行品質の状態を把握するための作業にすぎず、パイロットテストの品質を被告に対して保証する性質のものではないし、業務実施計画書においても、パイロットテストに関する計画書や報告書は原告の成果物とされていないにもかかわらず、被告が、原告に対し、プレパイロットテスト及びパイロットテストに係る計画書の作成や、プレパイロットテストの再実施等を要求したため、原告において、被告からの上記要求に対応せざるを得なくなり、パイロットテストの実施及び完了が当初の計画から大幅に遅延したとして、被告による管理権限の濫用があった旨主張する。

(イ) この点、プレパイロットテスト計画書の14頁によれば、**技術的課題を発見した場合には、障害管理表を作成するだけにとどまらず、技術的課題の解決策を見出した上で、問題が再現しないようになるまでテストを繰り返すこととされている**。そして、実際に、障害管理表によれば、原告が、プレパイロットテストの終了日であると主張する平成28年5月27日以降も、4件の障害が報告されており、全ての障害が解決したのは、同年6月21日である。また、同月23日付け「品質向上への取り組みについて」と題する書面においても、原告は、プレパイロットテストで発生した自らの品質上の課題について認識していることがうかがわれる。そうすると、被告が、パイロットテストの「結果報告」で指摘した内容は、管理権限を濫用するといったようなものではなく、**発注者として当然指摘すべき内容を指摘したにすぎない**というべきである。

(ウ) 以上によれば、被告による**管理権限の濫用があったとは認められないから、この点につき、被告の帰責性はないと認めるのが相当**である。

# 争点1

## ● 原被告の帰責性に関する裁判所の判断

### 裁判所の判断

イその他の事情に基づく被告の帰責性の有無及びその程度について

(ア) 被告は、ファイルレイアウト情報やコピー句の調査等が、いずれも原告の役割であることからすれば、本件システム開発の遅延原因等につき、被告の帰責性はない旨主張する。

(イ) aこの点、本件システム開発の際、セキュリティや個人情報保護の観点から、原告が…被告の協力なく、ファイルレイアウト情報等の調査義務を果たすことは、事実上、極めて困難であったといえる。

bまた、本件の個別事情として、原告の調査義務の対象は、30年以上にもわたって補修を繰り返しながら使用されていた本件システムにおけるファイルレイアウト情報等であるから、被告がその情報を一定程度把握していたものと認めるのが相当である。

cさらに、被告は、原告からの求めに応じる形で、原告に対し、不明コピー句に係る情報を一部提供していることからすれば、被告の技術者は、少なくともファイルレイアウト情報等を調査した上で、当該情報等を提供するために必要な技術力を有していたことがうかがわれ、被告が、原告の調査に協力することが現実的に可能であったといえる。

d以上の点からすると、本件委託契約締結当時において、原告及び被告は、原告によるファイルレイアウト情報等の調査に当たっては、被告の一定の協力が必要であり、特に、調査に伴う業務量が増大する場合には、被告による相応の協力が必要不可欠になり得る旨を認識していたものと認めるのが相当である。

# 争点1

## ● 原被告の帰責性に関する裁判所の判断

### 裁判所の判断

(ウ) また、被告においても、移行対象のファイルが、見込数で約1万個を超えていたことを認識しており、その上で、作業を要するファイル数が大部であるために、被告では対応しない（できない）と、原告に回答していたことからすれば、調査対象が極めて膨大であるために、原告のファイルレイアウト情報等の調査に伴う業務量は、非常に多かったといえる。

(エ) さらに、原告は、被告に対し、被告の協力なくして、不明コピー句に関する情報を調査することは困難である旨、度々報告していることが認められる。

(オ) 以上で指摘したような事実関係を踏まえれば、原告が、独力で、ファイルレイアウト情報等の調査を実施することは現実的ではなく、実際には、被告の協力が必要不可欠であったのであり、原告が（第一次的に）ファイルレイアウト情報等の調査に係る義務を負っていたとしても、被告にも、信義則上、それらの調査等に協力すべき義務があったというべきである。しかるに、被告が、原告の負担を軽減させるべく、本件業務に対する十分な援助や、本件システム開発に係る成果物の品質に対する要求水準の見直し等といった、被告が、原告に協力する上で採り得る対応策を適切に講じたことをうかがわせる証拠はない。かえって、被告の主張内容からすれば、ファイルレイアウト情報等を調査することが原告の義務の範囲内であるという認識の下、被告が、原告に対し、実質的には独力で業務を行うことを求めていることがうかがわれる。そして、この点が、本件システム開発の遅延の主たる原因の1つになったといえる。そうすると、被告には、上記の協力義務違反があり、これに基づく帰責性も、相当程度大きいものというべきである（なお、仮に、上記の業務の遅延が、原告が主張するような本件システム開発の履行不能を生じさせたと認められる場合に、これについても、（原告のみならず）被告にも帰責性があることになる。）。

以上のとおり、原告及び被告とも、本件システム開発の遅延原因等について、相当程度の帰責性があるといえ、上記で認定判示したことを踏まえると、その割合は、原告、被告それぞれ5割であると認めるのが相当である。

- 本争点は被告にも帰責性が認められたものの『原被告それぞれに帰責性が5割あることから、仮に履行不能になったと認められたとしても、同項にいう「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったとき」には当たらないというべき』として理由がないと判断されました。

## 争点2

- 原告は、被告に管理権限を適切に行使することやファイルレイアウト情報を提供する義務があったのにこれを怠った結果、原告が得られるはずであった報酬額全額が得られなかったとして、本件委託契約に関する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として、平成29年度第1期分の報酬である1億9904万4270円および弁護士費用10%を請求しました。

# 争点2

## ● 被告の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求の可否

原告の主張	被告の主張
<p>本件システム開発において、被告は、マイグレーション開発の手法に則った上で、<u>管理権限を適切に行使すべきであった</u>し、また、原告に対し、<u>テストデータ及びファイルレイアウト情報などといった重要な情報を適切に提供すべきであった</u>。しかし、被告は、適正なファイルレイアウト情報を提供せず、コピー句の調査やマスキング作業等を原告に押し付け、本件委託契約に係る合意に反した取得方法によって、比較検証テストの正確性を担保できないような不適切なテストデータを提供するなどといった、<u>被告の協力義務違反行為が認められる</u>。このような被告の協力義務違反行為は、本件委託契約に係る債務不履行又は不法行為を構成する。</p>	争う
裁判所の判断	
<p>被告にも、<u>本件システムの遅延原因についての帰責性（協力義務違反）がある</u>といえるところ、上記遅延等に起因して、最終的に、本件システムの開発業務が中止された結果、原告が、平成29年度第1期分の報酬を得られなくなったといえる。そうすると、被告は、本件システムの遅延等に関して、<u>債務不履行責任又は不法行為責任を負う</u>というべきである。</p>	

- 本争点は「被告に対して、**1億0947万4348円**（計算式:9952万21135円（※1）+995万2213円（※2））及びこれに対する（債務不履行又は不法行為の日の後である）平成29年10月19日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある」と判断されました。

※1 平成29年度第1期分の報酬相当額1億9904万4270円の5割 9952万2135円

※2 弁護士費用相当額として※1の1割である995万2213円（1円未満切り捨て）

# 争点9

- 被告は、福祉系システムの設計開発（フェーズ1）、税系システムの設計開発（フェーズ2）が一体であり、フェーズ1が未完成であり、フェーズ2も成果物が全く納入されていなく契約を残存させても意味がないことから履行遅滞であり（主位的請求原因）、
- フェーズ2が平成29年7月末の原告の開発作業中止時点で移行性検証（パイロットテストの一部）を完了させておらず、もし当月末から作業再開したとしても、納期遵守が現実的に不可能であり履行不能であること、また、フェーズ1も未完成であり契約を残存させても意味がないことから、履行不能である（選択的請求原因）
- プレパイロットテスト及びパイロットテストの遅延がシステム開発全体の決定的な要因であり、その原因が原告によるものであり帰責性がある
- 上記をもって本件委託契約の全部を解除することができることを主張し、5億0662万5000円（平成27年度分～平成28年度3期分の総額）の返還を求めました。

# 争点9

## ● 原告の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求の可否

原告の主張	被告の主張
争う。	<p>主位的請求原因-履行遅滞解除（改正前民法541条）</p> <p>a福祉系システムの設計・開発（フェーズ1）は、<u>履行期である平成28年12月末時点において未完成</u>…、…開発作業を停止した平成29年7月末時点においても未完成。</p> <p>b本件委託契約は、…<u>バッチ処理について、設計、開発、テスト及び移行等に係る業務の完成を請け負うもの</u>であり、フェーズ1は、フェーズ2と一体である…フェーズ1部分のみを解除し、<u>フェーズ2のみが残存したとしても、新システムの開発・稼働という本件委託契約の目的を達成することができない</u>。また、フェーズ2に係る原告による履行状況は、…成果物が全く納品されていないというものであり、フェーズ2部分のみの契約を残存させたとしても、被告に利益はない。</p> <p>以上より、フェーズ1に係る原告の履行遅滞に基づき、フェーズ2を含めた本件委託契約全体の解除が認められるべきである。</p>

# 争点9

## ● 原告の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求の可否

原告の主張	被告の主張
<p>本件システム開発に係る遅延原因は、…専ら被告の協力義務違反によるものであり、被告が指摘する遅延原因は…理由がない。したがって、…原告に帰責性がない以上、被告は、履行遅滞解除と履行不能解除のいずれもすることができない。</p>	<p>予備的請求原因-履行不能解除（改正前民法543条） a原告は、原告が開発作業を停止した平成29年7月末において、フェーズ2における作業のうち、移行性検証に係る作業でさえも、いまだ完了していなかった。原告が、仮に、開発作業を停止した同月末から開発作業を再開したとしても、…本来14か月の期間をかけて行うことを予定していた作業を、わずか3か月の期間で行わなければならないところ、…<b>作業を完了させることは、現実的に不可能</b>である。したがって、フェーズ2に係る作業は、社会通念上、履行不能となったといえる。 bまた、フェーズ2は、フェーズ1と一体であるから、…フェーズ1のみが残存しても、新システムの開発稼働という本件委託契約の目的を達成することができない。そして、フェーズ1に係る原告による履行状況は、…未完成であるというものであり、フェーズ1部分のみを残存させたとしても、被告に利益はない。 C以上より、フェーズ2に係る原告の履行不能に基づき、フェーズ1を含めた本件委託契約全体の解除が認められるべきである。</p>

# 争点9

## ● 原告の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求の可否

### 裁判所の判断

(債務不履行解除の可否)

本件システム開発は、福祉系システム開発及び税系システム開発とで構成されており、両開発は、密接不可分なものであるといえる。…福祉系システムに係る開発が、（現在においても）未完成であるといえることからすれば、税系システム開発も併せて未完成であると評価すべきである。

また、…本件システム開発の遅延原因が、ファイルレイアウト情報等の調査の遅延によるものであるといえるところ、かかる調査が、（第一次的に）原告の役割であることからすると、本件システム開発が未完成であるという点につき、原告に帰責性があるといわざるを得ない。そうすると、本件システム開発（福祉系システム開発）が未完成であるのは、原告の債務不履行によるものと認めるのが相当である。

したがって、被告による、原告の債務不履行（履行遅滞）を理由とする本件委託契約の解除は、適法にされたものと認められるというべきである。

# 争点9

## ● 原告の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求の可否

### 裁判所の判断

(解除の範囲)

被告は、本件委託契約は、請負契約と解されるどころ、履行遅滞に基づく解除が認められるのであれば、仕事の完成がない以上、その全部を解除し得るのが原則であり、また、本件においては、福祉系システムでさえも未完成であり、既履行部分を観念し得ないから、…全部を解除することができると認められるべきであり、原告が、本件システム開発に関し、相応の業務を行っていたとしても、(被告による)解除の範囲を制限することはできない旨主張する。しかし、被告は、平成28年1期分までは、特に「仮払」などと留保をつけることなく、本件委託契約に基づいた報酬を支払っている。また、原告が、本件システム開発において、非常に多くの業務量を負担した上で、相当程度の業務を履行したといえるところ、本件システム開発の遅延原因に係る被告の帰責性(被告の協力義務違反に基づくもの。)が、原告の帰責性と同程度といえるほどに大きいものといえることからすれば、被告の協力義務違反によって、原告が、膨大な業務量を負担せざるを得なくなり、かかる事実が、福祉系システム開発が遅延した主たる原因の1つになったといえる。上述した点に鑑みると、被告が、原告の債務不履行(システム開発が未完成であること)を理由として、本件委託契約を解除し得るとしても、信義則に照らして、本件委託契約の解除の範囲を平成28年度の第2期分以降の分に限るのが相当である。

# 争点9

- 裁判所の判断

被告による本件委託契約の解除の範囲は、平成28年度の第2期分以降に限って認められる。そうすると、平成27年度分から平成28年度第3期分までの既払金の返還を求める被告の請求は、**同年度の第2期分及び第3期分に限って認められる。**

本件システム開発の遅延原因等に係る被告の帰責性は、5割であると認めるのが相当であるから、被告の債務不履行解除を理由とする原状回復請求に係る（被告に返還すべき）金額は、信義則に照らして、平成28年度の第2期分及び第3期分、5割分を控除した限度で認めるのが相当である。

- **1億5820万5500円が現状回復に係る（被告に版權すべき）金額と認められました。**

（平成28年度第2期分である1億5820万5000円と平成28年度第3期分である1億5820万6000円の合算値の5割分）

# 争点10

- 被告は、原告が著しい不備のある、著しい不備のある、「プレパイロットテストシナリオ」と題する書面等を作成したこと、不具合のある「効一転」という文字変換ツールを提供したこと、被告からの口頭指示による（プレ）パイロットテストの開始条件の充足に係る要求を、直ちに実行しなかったこと、プロジェクトマネジメント義務を怠ったこと、などといった債務不履行を行ったことが明らかであるとして、改正前民法415条（債務不履行による損害賠償）に基づき、以下の賠償を求めました。
  - 現行システム改修費7億3599万7959円
  - 新システムの改修中止に伴う費用1億4655万2552円
  - 新システム開発費11億3954万1306円
  - 現行システム稼働延長に伴う保守運用費28億3345万2230円
  - 損益相殺△20億3354万4855円（スケジュール通りに稼働していれば生じた保守費用）
  - 弁護士費用3億3286万2419円

# 争点10

## ● 原告の債務不履行を理由とする損害賠償請求の可否

原告の主張	被告の主張
<p>原告が、〈1〉著しい不備のある、「プレパイロットテストシナリオ」と題する書面を作成したこと、〈2〉著しい不備のある、プレパイロットテストに係る納品物管理表を作成したこと、〈3〉著しい不備のある、プレパイロットテストに係る成果物を作成したこと、〈4〉不具合のある、効一転という、文字変換ツールを提供したこと、〈5〉被告からの口頭指示による（プレ）パイロットテストの開始条件の充足に係る要求を、直ちに実行しなかったこと、〈6〉プロジェクトマネジメント義務を怠ったこと、などといった債務不履行を行ったことが明らかであり、改正前民法415条に基づき損害の賠償を求めることができる。</p>	<p>争う。争点-1及び争点9に記載したとおり、原告の債務不履行は認められない。</p>
裁判所の判断	
<p>本件システム開発（福祉系システム開発）が未完成であるのは、<b>原告の債務不履行によるものと認めるのが相当</b>である。したがって、原告は、本件委託契約に係る債務不履行責任を負うと認められるというべきである。</p>	

# 争点10

- 原告の債務不履行が認められたものの、被告の主張する損害については以下の通り判断されました。
  - 現行システム改修費7億3599万7959円⇒1億4719万円
  - 新システムの改修中止に伴う費用1億4655万2552円⇒7327万円
  - 新システム開発費11億3954万1306円⇒2億2790万円
  - 現行システム稼働延長に伴う保守運用費28億3345万2230円⇒1億5998万円（損益相殺含む）
  - 損益相殺△20億3354万4855円

上記の計6億0834万円について、5割分が過失相殺され、**被告の損害額が3億0417万円**と認められました。

# 争点11

- 被告は本件訴訟において、原告が以下のプロマネ義務に反したと主張しました。

原告は、被告における意思決定が必要な事項や、解決すべき必要がある懸案事項等の発生の徴候が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について、被告に対し、具体的に注意喚起をし、また、実際に開発作業中に、懸案事項等が発生した場合には、それに対する具体的な対応策（複数の対応策のうちから一つを被告が選択すべき必要がある場合には、それら候補となる対応策の利害得失等を含む。）及びその対応策の実行に要する期限を示し、さらに、被告において、原告が示す対応策を選択しない場合には、それによって生ずる開発上の支障を示し、必要な時期までに、被告において、対応策を選択することができるように導くという内容の、プロジェクトマネジメント義務を負っていた。それにもかかわらず、以下の点からすれば、原告が、当該義務に違反したことは明らかである。

# 争点11

## ● 原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

原告の主張	被告の主張
<p>(ア) いずれも争う。</p>	<p>(ア) 原告は、ACOS環境上のCOBOLプログラムをコンバージョンすること等に関する実績を有する専門家として、本件委託契約を受託し、また、原告において、プロジェクトマネジメント義務を負うことに合意し、さらに、開発実施工程において、単体テストを実施すること、並びにプレパイロットテスト及びパイロットテストにおいて、仕様書、納品物管理表及び結果報告書を作成することに合意していた。加えて、本件委託契約の締結直後から、被告は、…比較検証テストにおける再検討や再修正等を防ぐために、品質保証を確保する趣旨及び目的で、プレパイロットテスト及びパイロットテストを実施したいという意向を、何度も原告に対し伝えていたことからすれば、原告においても、被告が、プレパイロットテストやパイロットテストに対して、高い品質を求めているという状況を十分に認識していた。そうであれば、原告は、…（被告が）プレパイロットテスト及びパイロットテストにおいて、不適切に厳格な要求に該当するか否かを検討及び把握し、…、納入期限に影響を及ぼす可能性があった場合には、…当該要求の撤回や、納入期限の延期等を、被告に対して働きかけるなどすることによって、被告が、適切に、本件システム開発に係る作業工程に対する判断ができるように、（被告に対し、）配慮すべきであった。</p>

# 争点11

## ● 原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

原告の主張	被告の主張
<p>(イ) 本件システム開発において、プロジェクトの進捗管理や課題管理は、<u>全て被告、ASTEM及びPMTが行うものとされており、原告が、プロジェクトマネジメントを行うことは、認められていなかった</u>ことからすれば、…原告が、プロジェクトマネジメント義務を負うものではない。仮に、原告が、プロジェクトマネジメント義務を負うとしても、以下の点からすれば、原告は、当該義務に違反していない。</p> <p>a原告は、被告から、…マイグレーション開発の変換ツール部分の品質担保をどのように行うのか検討するよう要求されたことを受けて、…「マイグレーションにおけるテストの考え方」を提示して、マイグレーション開発の変換ツール部分の品質担保の考え方を改めて被告に説明し、…その後…においても、「マイグレーションにおける品質確保について」を提示して品質担保の考え方を説明しており、<u>被告の要求に対して、適切に対応していた</u>ことは明らかである。</p> <p>b原告は、本件委託契約締結時、被告から、<u>被告が、ファイルレイアウト情報を十分には把握していないといった事情を知らされておらず、かつ、プレパイロットテスト及びパイロットテストに係る作業を進める際に、被告だけが、その内部問題として把握していたはずの、上記各テストに係る課題の共通化も図られなかった</u>。また、本件委託契約における、被告の役割であるテストデータに係る準備作業を支援する目的で、原告が、ファイルレイアウト情報の調査に関与するようになって初めて、被告に対し、ファイルレイアウト情報に関する問合せや確認を行っても、被告が、適切に対処できないという状況を把握するに至った。このような経緯からすれば、<u>原告が、ファイルレイアウト情報に関する問題点を指摘した時期が、原告による（被告に対する）警告が可能となった平成28年8月直後であったとしても、プロジェクトマネジメント義務違反は認められない。</u></p>	<p>(イ) 比較検証テストの段階被告は、プロジェクトの早期の段階に、原告に対し、資料一式を提供した上で、…バッチについてはドキュメント形式でのファイルレイアウト情報に係る一覧が存在しないことを明確に伝えている。…原告は、この時点で、被告におけるファイルレイアウト情報の管理方法を認識するに至ったといえる。また、被告は、同年5月16日、比較検証テストにおいて使用するファイルのうち、コピー句が存在しないファイルが多数存在することが予想されるため、原告が実施する比較検証テストの方法の場合に、コピー句が必須となるのであれば、その対処方法を検討する必要があることについても、プロジェクトの初期段階で伝えている。そして、本件システム開発において、…スケジュールを厳守すべき強い要請があったことに加え、原告が仕様するシステム開発の方法の場合、ファイルレイアウト情報が必須であること、かつ、本件委託契約において、被告が、原告に対し、ファイルレイアウト情報一式が存在することを表明したとして、原告が、被告から当該ファイルレイアウト情報の提供を受けることができることを前提に、…そのような事実があることをそれぞれ踏まえると、原告が、被告から、<u>バッチファイルには、ファイルレイアウト情報又はコピー句が存在しない旨報告を受けたということ自体が、解決すべき必要がある懸案事項等の発生が認められた場合に当たる</u>。そうすると、原告は、当該懸案事項が、<u>本格的なものとなる前に、その予防や回避につき、具体的に、被告に対して注意喚起をすべきであった…</u></p>

# 争点11

## ● 原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

原告の主張	被告の主張
<p>(a) マスキング作業原告は、そもそもテストデータのマスキング義務を負っていない。しかも、被告の当該義務を補完するべく、原告が行ったマスキング作業は、被告施設内で行わなければならないところ、その作業環境は、劣悪であり、また、ファイルレイアウト情報を被告が提供しないため、手作業による作業工程が多くなったため、原告は、十分な数の人員を割いて、当該作業に対応していることからすれば、原告につき、マスキング作業に係るプロジェクトマネジメント義務違反は認められない。</p> <p>(b) 原告は、平成28年6月2日、DB-ISAM変換方式に関する会議を実施し、被告に対し、DB-ISAM変換の要件を説明した上で、その後、要件定義書及び基本設計書を作成し、同年8月31日にはオンライン業者に周知した。そして、原告は、被告に対し、かかる周知の状況を報告した上で、その承認を得ていることからすれば、被告が、DB-ISAM変換方式を採用可能か否かについて判断することができる状況にあったのは明らかであるし、そもそも、運用設計に係る工程に対し、深刻な影響など一切生じていない。</p> <p>(c) 被告は、…被告側のプロジェクト責任者を、体制強化という名目で、オープン化推進担当課長であるKから、情報システム課のG課長に変更していた。原告は、上記の経緯を踏まえて、新たな開発責任者となったG課長と（原告と）の間で、改めて課題共有をするために、当該打合せを依頼したにすぎない。</p>	<p>(a)原告は、テストデータに係るマスキング義務を負っていたが、適切な人員配置を怠ったことで、平成28年9月23日時点で、マスキング作業の完成が同年11月8日まで遅延する事態を招いており、当該作業の遅延が、比較検証テスト段階における、中心的な遅延原因となっている。そうすると、マスキング作業についても、プロジェクトマネジメント義務違反が認められる。</p> <p>(b)原告は、バッチ処理システムがオンライン処理システムと連携するために必要な仕組みとして、「DB-ISAM変換」という処理方式を提案したが、当該処理方式を採用できるか否かについて、遅くとも比較検証テストの実施までに、処理に要する時間の観点から、リスクを検討すべきであった。しかしながら、原告は、当該リスクの検討を怠り、新システムの運用に係る設計に関する進捗に対し、深刻な影響を与えた。</p> <p>(c) 原告は、本件委託契約に係る作業に従事する原告の従業員と被告との間の情報共有を十分に行うべきであったのにこれを怠ったことで、本件委託業務の履行を遅滞させた。例えば、被告は、原告のプロジェクトマネージャーであるNから、「プロジェクト全体の課題を管理する『PJ全体課題管理表』における課題の内容を詳しく教えて欲しい」旨の依頼を受けた…本来であれば、…総合的な責任を負う者として、…プロジェクトの課題を十分に理解しているべきである。しかし、当該依頼…により、…プロジェクトの課題について、ほとんど理解していなかったことが明らかになった。</p>

# 争点11

## ● 原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

### 裁判所の判断

(ア) 被告は、原告は、被告における意思決定が必要な事項や、解決すべき必要がある懸案事項等の発生の徴候が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について、被告に対し、具体的に注意喚起をし、また、実際に開発作業中に、懸案事項等が発生した場合には、それに対する具体的な対応策及びその対応策の実行に要する期限を示すなどのように、被告において、対応策を選択することができるように導くという内容の、プロジェクトマネジメント義務を負っていたにもかかわらず、原告が、当該義務に違反したとして、かかる義務違反が、不法行為を構成する旨主張する。

(イ) そして、原告は、システム開発の受託者として、被告が主張するようなプロジェクトマネジメント義務を負っていたといえるところ、(争点2)で認定判示したことからすれば、原告に上記義務の違反があったといわざるを得ない。したがって、原告は、本件システム開発の遅延、ひいては未完成について、不法行為責任を免れないというべきである。なお、被告は、原告には、遅くとも開発作業の停止がされた平成29年7月21日以前にプロジェクトマネジメント義務違反があり、それにより本件委託契約を履行遅滞・履行不能に至らしている旨主張するが、不法行為の成立日は、本件委託契約の解除の効力が発生した平成29年10月11日と認めるのが相当である。

また、被告は、原告が、被告の既払分の報酬を不当に利得している旨主張するところ、そもそも、被告が主張する本件仮払合意の存在が認められるのかについて疑問があるが、それを措いて、仮に、不当利得返還請求について一定程度認められる余地があるとしても、前記10から12までに基づく原状回復請求及び(債務不履行を理由とする)損害賠償請求における認容額以上の金員について、法律上の原因がないとまではいえないから、結局のところ、被告の不当利得に基づく返還請求は理由がないというべきである。

- この争点では、争点10に基づく損害額を基に、弁護士費用の3041万7000円が認められました。

# (プロマネ義務について)

## ● 本件訴訟におけるベンダのプロマネ義務／ユーザの協力義務の比較

本件訴訟における被告の主張（争点11より）	国保事件
<p>原告は、被告における意思決定が必要な事項や、解決すべき必要がある懸案事項等の発生の際に認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について、被告に対し、具体的に注意喚起をし、また、実際に開発作業中に、懸案事項等が発生した場合には、それに対する具体的な対応策（複数の対応策のうちから一つを被告が選択すべき必要がある場合には、それら候補となる対応策の利害得失等を含む。）及びその対応策の実行に要する期限を示し、さらに、被告において、原告が示す対応策を選択しない場合には、それによって生ずる開発上の支障を示し、必要な時期までに、被告において、対応策を選択することができるように導くという内容の、プロジェクトマネジメント義務を負っていた。それにもかかわらず、以下の点からすれば、原告が、当該義務に違反したことは明らかである。</p>	<p>「被告（注：ベンダ）は、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、注文者である原告国保（注：ユーザ国保）のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務（以下、これらの義務を『プロジェクトマネジメント義務』という。）を負っていたというべきである。」</p>
本件訴訟における原告の主張（争点2より）	国保事件
<p>本件システム開発において、被告は、マイグレーション開発の手法に則った上で、管理権限を適切に行使すべきであったし、また、<b>原告に対し、テストデータ及びファイルレイアウト情報などといった重要な情報を適切に提供すべきであった。</b>しかし、被告は、適正なファイルレイアウト情報を提供せず、コピー句の調査やマスキング作業等を原告に押し付け、本件委託契約に係る合意に反した取得方法によって、比較検証テストの正確性を担保できないような不適切なテストデータを提供するなどといった、被告の協力義務違反行為が認められる。このような被告の協力義務違反行為は、本件委託契約に係る債務不履行又は不法行為を構成する。</p>	<p>本件電算システムの開発は、オーダーメイドのシステム開発であるため、ユーザ（委託者）が要望機能をベンダ（受託者）に明確に伝え、ベンダとともに要望機能を検討して最終的に決定し、画面や帳票を決定するなど、役割分担をすることが必要であるから、本件電算システムの開発は、ユーザ国保（委託者）とベンダ（受託者）の共同作業というべき側面を有する。</p> <p>上記側面に加え、本件電算システム開発契約の契約書に、ユーザ国保の協力義務に関連する条項（4条1項、5条）が明記されていることから、ユーザ国保には、開発過程において、<b>資料等の提供など開発に必要な協力をベンダから求められた場合、これに応じて必要な協力をを行うべき契約上の義務（協力義務）がある</b></p>

# 争点13

- 原告が行った以下の作業について本件委託契約のスコープ外作業であることを理由に商法第512条に基づく報酬の支払いを被告に求めました。

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1. プレパイロットテストの実施      | 12. オンバッチ連携機能     |
| 2. 外部ACOS環境の調達・設定・維持  | 13. 追加受領資産の棚卸及び分析 |
| 3. JCLパラメータの調査        | 14. マイナンバー追加対応    |
| 4. テストデータのファイルレイアウト調査 |                   |
| 5. テストデータのマスキング       |                   |
| 6. 帳票一覧作成             |                   |
| 7. 追加仕様調整             |                   |
| 8. 基本ガイドラインの作成及び再変換作業 |                   |
| 9. 全桁印字テストの実施         |                   |
| 10. 帳票用ソフトウェアの購入      |                   |
| 11. データ移行ツール          |                   |

- ただし、そのいずれも、本件委託契約の範囲内の作業と判断されました。

# 争点13

原告の主張	被告の主張
<p>ベンダが、ユーザに対し、<u>追加で発生する作業や報酬額について事前に明示をすることなく、追加報酬額の明確な同意がないままにスコープ外作業に着手した場合であっても、事後の交渉経緯等も踏まえた上で、「他人のために」作業を行ったと認められる場合は、相当の追加開発費の支払が認められる</u>といえる。</p>	<p>争う。</p>
<p>仮に、追加で発生する作業や報酬額について、事前に明示した上で、追加報酬額の明確な同意を要するとしたとしても、原告は、被告に対し、スコープ外作業着手前に、その旨や追加費用を要する旨を申入れ、作業内容につき、項目を立てて提示しているから、被告は、スコープ外作業の存在について明確に認識していたといえるし、その後においても、スコープ外作業を止めるよう、原告に要請したこともなかったことからすれば、スコープ外作業を行うことについて（被告が）承諾していたものといえるし、その他に、商法512条の適用を排斥すべき事情も特に存在しないのであるから、同条に基づく報酬請求権が認められるというべきである。また、仮に、原告が主張するスコープ外作業が、本件委託契約の範囲内の業務であったとしても、原告が主張するスコープ外作業は、被告による管理権限の濫用を始めとした協力義務違反に基づいて発生しているものであり、特段の事情が認められるから、商法512条に基づく報酬請求権が認められるというべきである。</p>	<p>商法512条は、「商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。」旨定める。同条によれば、商人が同条に基づく報酬請求をするには、「他人のために」行為をする必要があり、「他人のために」とは、判例上、客観的にみて、当該業者が相手方当事者のためにする意思をもって行為をしたと認められることを要し、当該行為によって相手方当事者が反射的利益を受けるのでは足りないと解されている。そして、特にシステム開発においては、ベンダが、ユーザに対し、商法512条に基づく報酬請求を行うためには、ベンダが、スコープ外作業に取り掛かる前に、ユーザに対し、当該作業が、スコープ外作業に当たること及び当該作業の実施に伴い発生する報酬額の概算を根拠と共に明示した上で、ユーザが、これに明示又は黙示に同意していることが、原則として要件となると解すべきである。…原告が主張するスコープ外作業が実施される前の時点で、どの作業が、スコープ外作業であるのかについて、原告が…明示したことはなく、…報酬額についても明示されたことはない。したがって、仮に、原告が、スコープ外作業と主張する作業が、本件委託契約の範囲外の作業であると認められたとしても、商法512条に基づく報酬請求が認められることはない。</p>

# 争点13

原告の主張	被告の主張
原告は、…スコープ外作業に関する請求記載のうち、作業内容欄記載の作業を実施した。当該作業に要した費用は、…スコープ外作業に関する請求のうち「主位的請求（商法512条・売価）」欄に記載のとおりであるから、原告は、商法512条に基づき、相当な報酬として当該費用（合計5億2210万5207円）を請求する。	争う
裁判所の判断	
<u>各スコープ外作業のいずれもが、本件委託契約に含まれている（すなわち、スコープ内作業である）と認めるのが相当であるから、原告の第2事件に係る商法512条に基づく請求は理由がない。</u>	

# 結果

- 被告は争点2に基づき原告に対し1億0947万4348円の支払い
- 原告は争点10に基づき被告に対し4億6237万5500円の支払い  
争点11に基づき被告に対し3041万7000円の支払い

# ディスカッションポイント

# ディスカッションポイント

- レガシーシステムからの移行はかねてより複数の案件が頓挫していますが、ベンダ企業とユーザ企業、それぞれの観点でできることは何でしょうか。
- 調停案が提示されており、調停では原告が被告に1億3000万円の支払い案となっており、本件判決では本訴反訴の差し引きで原告が被告に3億8000万円支払うこととなりました。この点についてどう考えますか。

# 発表ノート

- ベンダとユーザーにできることは何か
  - ・ どちらかに一方的に非があるという意見はなかった
  - ・ 被告の後にキヤノンITソリューションズがバッチ処理システムのマイグレーション開発もとん挫したことから、実質的に無理な案件であったのではないかと、という意見や、落札する前に既存システムの構成や開発に必要な工程を十分に洗い出すことなく入札したのではないかとという意見もあった。
  - ・ 旧システムはCOBOLで構築された古いシステムであって、30年改修を繰り返して構築したベンダにしか分からない状態になっていたことは想像に難しくなく、一方で本件入札から離脱したベンダに対し協力を求めることが実質的に難しいことから、いわゆる「ベンダロックイン」に陥っている状態から新しいシステムやベンダに切り替えることの難しさについても言及された。
- 損害賠償額算定について
  - ・ 一つ責任が認められるとその後の工程や関連してかかった費用まで損害賠償額に含まれるというシステム開発特有の損害賠償額の算定が酷であるという意見があった。

# 所感

- 一般的に入札契約において、参加事業者が契約条件や仕様書の内容の交渉をすることができないケースが多く、本件判決も、裁判資料から「委託契約書」そのものの内容はあまり確認できない点や、「本件仕様書」の内容について多く論じられている点から、自治体の所定の契約書を用いた契約であるように見受けられ、ベンダが比較的不利な条件となっており、頓挫した際の方針転換が難しい契約となっていたものと推察します。このような案件でユーザに帰責性を5割認める判断が下されたということは、ユーザの協力が相当不十分であったのではないかと考えます。
- 一方、実務上入札スケジュールはタイトであることが多く、低価格方式から総合評価方式に変えて参画した後続の事業者もプロジェクトに失敗していることも踏まえると、技術的なハードルの極めて高い案件であるにもかかわらず、本件判決の原告も応札の是非を判断する十分な時間がないまま、参加してしまった落ち度があるのではないかと想像します。

(以上三橋)

- システム開発上のトラブルが発生した場合、両者間での協議が重要であり、協議が十分に行われていれば訴訟まで至らない場合も多い。本件の場合、協議は行われているものの、責任の押し付け合いの後には開発や支払いを止める等、十分なコミュニケーションがあったのかが疑われる事案であると感じました。
- ユーザーからベンダに対する不法行為に基づく損害賠償請求の根拠として、「ユーザーを適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しないユーザーによって開発作業を阻害する行為がされることのないようユーザーに働きかける義務」であるプロジェクトマネジメント義務（PM義務）違反を主張することには少し違和感がありました。今回ベンダから協力義務違反の主張があったため、自ずとPM義務違反の主張になったのかもしれませんが、本件は、ベンダが特定の作業（コピー句の調査、JCLパラメータの調査、マスキング作業、テストデータの提供）を自らが実施すべきであると認定された、つまり業務の内容を正確に把握できていなかったことが原因であるのですから、債務不履行責任の追及のみで良かったのではないかと感じます。
- 本件に限らず、レガシーシステムの刷新の際に「同じ機能と同じ手順」を求めるのは、IT技術の急速な進歩を鑑みても現実的ではなく、単にシステムを乗せ換えるのではなく、現時点における最適なシステムを前提として、それに合わせて業務を見直し構築しなおすという逆転の発想が必要なのではないかと感じました。

(以上重村)

**ご清聴ありがとうございました**